

補説 丹後国竹野郡中浜村「御用留」の浦触関係記事

水本 邦彦

丹後国竹野郡中浜村（現、京丹後市）庄屋永雄家に伝来の御用留（京都市立丹後郷土資料館に寄託）の中に、天保年間に継ぎ送った浦触に関する記事がみられる。天保九（一八三八）年正月から弘化二年（一八四五）七月までを対象にした御用留二冊に書き留められた二件である〔表〕。以下、本論の補説として紹介する。ちなみに、当時中浜村は久美浜代官所宇川下組に属する幕領であった。

* 永雄家に伝来の御用留は四冊ある。ただし③、④には浦触関係記事の収録はない。

② 天保九年（一八三八）正月～天保十三年（一八四二）八月。

（京丹後市史編さん委員会『京丹後市史資料編 久美浜代官所関係史料集』二〇一四年、に翻刻文を収録）

③ 天保十三年（一八四二）八月～弘化二年（一八四五）七月。

④ 弘化三年（一八四六）八月～嘉永四年（一八五二）九月。

⑤ 嘉永六年（一八五三）八月～嘉永七年（一八五四）九月。

一二通の浦触関係記事は、内容や発信者、宛先などから大きく三種類に分けられる。（一）幕府勘定奉行所発信浦触関係四件、（二）佐渡水替え人足輸送関係五件、（三）ローカル海事関係三件である。順番に見ていこう。

（一）幕府勘定奉行所浦触関係

幕府勘定奉行所発信の浦触は四通あり、宛先はいずれも石見から若狭までの八カ国浦付き村々である。内容は①②③④が幕府年貢米廻船に關するもの、⑤⑥⑦が幕府への献上材木の流出についてである。各浦触には石見国大森代官の添状が付けられていることから、これらは幕府勘定奉行所から大森代官所に送られ、そこから八カ国へ廻されたことがわかる。

⑤⑥⑦および⑧の代官添状に、石見国内廻達および触れ返却に関する指示が記されている。⑤⑥⑦で示せば、

石見国迹摩郡宅野村（現、大田市仁摩町）より長門国境迄、浦々不洩様昼夜二不限刻付ヲ以相廻、留り浦より猶又右宅野村迄早々継戻、夫より若狭国迄津々浦々順能相廻、同国浦方触留より、右浦触本紙并請印帳、此添触共一同、石見国大森陣屋我等役所江可相返もの也

すなわち、大森代官所足下の海辺村である宅野村から、まず西方の

【表】中浜浦触一覧

No.	記事年月日	西暦	内容	浦触発信者	宛先	発信年月日	廻達ルート	備考
①	天保9.5.1	1838	豊後国年貢長崎廻米積船の搜索浦触	御用人9人(勘定奉行・吟味役)	石見、出雲、隠岐、伯耆、因幡、但馬、丹後、若狭 右8ヵ国浦付(以下、8ヵ国と略す)	9.3.27	久僧→中浜→尾和	請書控あり
②	9.5.28		佐渡国城米積船、湊宮沖で破船の浦触	和田主馬手代島津清助	湊村浦々袖志留り(御用先湊宮～袖志)	9.5.28		和田主馬=久美浜代官
③	9.6.10		同上引き上げ米・空俵の入札触	同上	葛野～中浜13ヵ村 右村々役人中	9.6.9		
④-1	9.8.17		出羽国年貢江戸廻米積船、輪島岬沖で遭難の浦触	大井帯刀手代菊地旦次郎	越前敦賀湊より丹後国経岬浦迄	9.8.8	中浜→久僧	大井帯刀=飛騨郡代
④-2	9.8.20		同上浦触の受け渡しの件	—			久僧→中浜→尾和	返送触れカ
⑤-1	9.10.29		尾張殿献納材木流失につき搜索の浦触	勘定奉行・吟味役8人	8ヵ国浦付、御料・私領 名主・組頭	9.8.4		大森代官岩田鋏三郎の添状あり
⑤-2			請書案文取り落としの詫び廻状	但馬国美含郡切浜村庄屋・百姓代	御村々	9.10.晦		久美浜郷宿の添状あり
⑥	10.5.21	1839	佐渡金銀山水替え人足10人輸送の予告浦触	堀伊賀守、跡部山城守		10.3.	久僧→中浜→尾和	雲州様添書など5通あり
⑦	(11.6.～11.12.)	1840	同上の不調法扱い村吟味の浦触	大坂廻船年寄	大坂より佐渡迄浦々 庄屋中・年寄中	11.6.		
⑧	12.2.28	1841	同上浦触の返送の件	—			中浜→久僧	
⑨	12.5.27		佐渡水替え人足浦触継ぎ送りの浦触	大坂役所			久僧→中浜→尾和	浦触本文なし
⑩	13.4.2	1842	佐渡金銀山水替え人足30人輸送の予告浦触	徳山石見守、阿部遠江守	御領・私領 庄屋・年寄	13.3.	久僧→中浜→尾和	雲州様添書などあり
⑪	(13.8.)		摂州灘目廻船に城米御備え船申し付け浦触	御名前9人(勘定奉行・吟味役)	8ヵ国	13.7.		大森代官岩田鋏三郎の添状あり
⑫	15.10.12	1844	奥州年貢江戸廻米積船の搜索浦触	御名前7人(勘定奉行・吟味役)	8ヵ国	(15.8.9)*	久僧→中浜→尾和	

*は刈谷市教育委員会『刈谷町庄屋留帳』による。

長門国境まで廻した後に宅野村まで継ぎ戻し、その後順々に東方へ送るようにとの指示である。これは中継地の大森代官所が石見国東部に位置したために生じたものである。

なお、右の⑤―1浦触は、若狭国まで廻した後は大森代官所に戻すようにとの指示だったが、返却先はいろいろだった。

- ① 触れ留まりより最寄り代官和田主馬（久美浜代官）へ返却せよ。
- ② 触れ留まりより最寄り代官大草太郎左衛門（生野代官）へ返却せよ。

⑫ 触れ留まりより最寄り代官岡崎兼三郎（久美浜代官）へ返却せよ。
久美浜代官所が二通、生野代官所が一通である。同じく幕府年貢米船に関する触れであり、宛所の国々や廻達ルートも同様であるにもかかわらず、なぜ返却先が異なるか。この点については、今のところ不明である。

ところで、⑤―1の浦触に関しては、継ぎ送りの途中、出石藩領但馬国城崎郡切浜村（現豊岡市竹野町）が失態を犯していた。⑤―2の詫び廻状から事情が分かる。浦触書類一式を同村から次村へ送る際に、請書案文を取り落とし渡し損ねていたのである。失態に気付いた切浜村庄屋・百姓代はその旨を久美浜代官所に届け出、代官所の指示で詫び廻状を作成、久美浜郷宿の添状付きで請書案文を後送した。時系列で記せば次の様になる。

- ・ 天保九年八月四日、尾張殿献上材木流出に関する浦触が勘定奉行所から発信される。
- ・ 九月二十一日、中継地の大森代官所代官岩田鋏三郎が添状を付け、八か国宛に発信。

・ 十月某日、浦触受け渡しの際、但馬国城崎郡切浜村が請書案文を取り落とす。

- ・ 十月二十九日辰刻、浦触が中浜村に到来、次村（尾和村）へ送る。
- ・ 十月晦日、久美浜代官の指示で切浜村が詫び廻状を作成。久美浜郷宿の添状付きで発信する。
- ・ 十一月（某日）、詫び廻状が中浜村付近を通過する。

(二) 佐渡水替え人足輸送

大坂町奉行から発信された佐渡水替え人足輸送浦触に関する記事は、五件あった(⑥〜⑩)。このうち⑥と⑩は輸送予告触れで、両者とも廻達後は幕府の佐渡国相川奉行所へ差し出すようにと指示している。

天保十二年五月に中浜村付近を通過した⑨については、「大坂より浦触 一、佐渡国水替人足」と書き留めるのみだが、恐らく⑥や⑩と同内容だったと見てよい。

佐渡水替え人足関係記事の⑦と⑧は、前年廻達の浦触⑥に対して粗雑な扱いをした村探しに関するものである。⑥の廻達中に、浦触本文の「差」と「沖」の字の箇所が墨が付けられ、また、上包紙も御触状入れの箱紐もなくなっていたという。⑦は、この件に関して大坂町奉行所から調査を命じられた大坂廻船年寄発信の浦触である。佐渡迄の各村は⑥をどのように扱ったか記せとしたうえで、しかし「此廻状、右不束之三ヶ状（条）相分り候得者、其次浦江ハ不及相廻間、早々其所より浦方順々可被差返事」と、不調法村が判明次第、触はそこから大坂へ返送せよとしている。

⑧は、右の廻船年寄触れ⑦を中浜村から久僧村へ継ぎ送ったとする覚え書きである。⑦の発信から八か月も経過していることや、触れの受け渡しは通常とは逆に、中浜から久僧への西向きであることなどから推して、この時に通過したのは、調査の役割を終え大坂へ返送途上にあつた⑦と推測される。不調法を働いたのは、中浜村より東部に位置する丹後く佐渡間のいずれかの村だったようだ。

(三) ローカル海事

この時期、幕府勘定奉行所や大坂町奉行所発信の広域浦触のほか、比較的ローカルな範囲を対象にした浦触も廻っていた。久美浜代官所手代発信の②と、飛騨郡手代発信の④である。②は、佐渡から大坂への城米積船が湊宮沖で遭難したので米と船具を捜せ、と命じている。また、④は、出羽国より江戸への廻米積船が輪島沖で遭難した、漂流物を見つけたら届け出よとしている。

③は、②の遭難事件から十日ほど後に発信された引き揚げ品の入札触れである。品目は五斗入り米俵二〇〇俵と空俵一三俵。宛所には、遭難海域近くの湊宮村（丹後国熊野郡。現、京丹後市）から中浜村に至る海辺村一三カ村があげられている。

④は、飛騨郡代大井帯刀の手代菊地且次郎が越前国敦賀から発信した浦触である。輪島沖で遭難した廻米積船が敦賀湊に入津したため、同地に出張して発信したのである。菊地は、越前国の幕領支配のために同国丹生郡に置かれた本保陣屋（現、武生市本保町）詰めの飛騨郡手代代である（『福井県史』通史編3、近世一）。

八月八日付けで発信されたこの触れは「越前国敦賀湊より丹後国経

岬浦迄」を宛所にしていたが、同月十七日に、経岬より西に位置する中浜村へも廻って来た。同村では西隣の久僧村へ継ぎ送る。どうやら宛所を越えて廻達されたものらしい。案の定、二十日には久僧村から逆送される。いずれかの地点から返送されたのであろう。中浜村ではすぐにこれを東隣の尾和村へ送り戻している。

以上、中浜村御用留に記録された浦触関係記事を紹介した。

なお、試みにこの期間に廻達された浦触を本論で取り上げた亀島村浦触一覧（本論・表1）と照合すると、亀島村に関わらない②と③を除いた中浜村一〇件のうち、表1に対応するのは①⑨⑩⑪の四件に留まる。逆に表1の天保十四年五月五日触れは、中浜村には見えない。そもそも中浜村に限っても、弘化・嘉永期の御用留③④には浦触記事は一件も見えないのである。各村がどのような基準をもって留帳への収録採否を決めていたかについては、今後の検討課題である。

【参考文献】

水本邦彦『海辺を行き交うお触れ書き―浦触の語る徳川情報網―』吉川弘文館、二〇一九年。

【その他水本邦彦氏の浦触関係論考】（本書註）

・『公儀浦触』について（『日本歴史』五〇一、一九九〇年）。

・「浦触」と丹後の浦々（『京都府古文書調査報告書 丹後漁業関係

古文書目録』（一九九四年）。※本書掲載

・「公儀浦触」発給の諸段階（『日本国家の史的特質』近世・近代、

思文閣出版、一九九五年)。

・「浦触と房総の村々―上総国の名主文書から―」(『立命館文学』五四二、一九九五年)。

・「近世の国継浦触と海事―九州の場合―」(『洛北史学』四、二〇〇二年)。

・『触書』伝達と近世社会」(『日本史における情報伝達』創風社出版、二〇一二年)。

・「海辺村からみた幕藩体制」(『徳川社会論の視座』敬文舎、二〇一三年)。

(本稿は、今回本書のために、「浦触」と丹後の浦々の補説として新たに執筆していただいたものである)